

2020年1月8日

【件名】 中東地域における緊張の高まりに関する注意喚起（その2）：民間航空機の運航について

【ポイント】

- 1月8日にイランがイラク国内にある米軍基地等に対しミサイル攻撃を行ったことを受け、同日、米国連邦航空局はイラク、イランの領空とペルシャ湾及びオマーン湾上空を航空制限区域として設定し、米国系民間航空機の航行を禁止しました。
- また、中東地域を航行する他の民間航空機もイラン上空を迂回する措置をとるなど運航に影響が出ていますので、中東地域に滞在している方や、今後中東地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

【本文】

- 1 イランは、1月3日にソレイマニ革命ガード・コッツ部隊司令官等がイラクのバグダッドで殺害されたことの報復として、1月8日、イラク国内にある米軍基地等に対し、ミサイル攻撃を実施したと発表しました。
- 2 これを受け、同日、米国連邦航空局は、イラク、イランの領空とペルシャ湾及びオマーン湾上空を航空制限区域として設定し、米国系民間航空機の航行を禁止しました。
- 3 また、中東地域を航行する他の民間航空機もイラン上空を迂回する措置をとるなど運航に影響が出ていますので、中東地域に滞在している方や、今後中東地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）5139

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）